お客様各位

中日本高速道路株式会社
東京支社

ETCコーポレートカード利用約款の改正について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、「高速道路6会社」という。)は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、違反者に対する割引停止措置等の実施について統一的な運用を実施しておりますが、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりと合わせ、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直すことにいたしました。

つきましては、裏面別表のとおりETCコーポレートカード利用約款を改正の上、平成29年4月1日(土)から施行いたしますのでご案内申し上げます。

主な改正のポイント

■ 即時告発の結果に関わらず、違反に応じた点数を加算するとともに、一部割引停止を行います。

現行

即時告発の結果	措置
有罪	割引停止
不起訴	―

平成29年4月1日から

即時告発の結果	措置
有罪	即時告発をもって一部割引停止(1か月以上)
不起訴	

■ 違反点数の累積期間を3か月から2年間(平成29年4月1日～)に拡大いたします。

現行

累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用

平成29年4月1日から

累積期間	適用要件
2年間	累積点数に応じて適用

割引停止措置等の見直し内容

詳細については、弊社ホームページをご覧ください。
http://www.c-nexco.co.jp/etc/discount/frequency/

■ 車両制限令(大口・多頻度割引停止措置等の見直し)に関するお問い合わせ
TEL 0570－018－900 (平成29年2月1日(水) 9時30分開設となります。)
お問い合わせ受付時間／9時30分から17時まで(土・日・祝日、年末年始を除く平日)
※ はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問合せ」である旨をお伝えください。

■ ETCコーポレートカードに関するお問い合わせ
中日本高速道路株式会社 東京支社 コーポレートカード係
TEL 03－5776－5679
お問い合わせ受付時間／9時から18時まで(土・日・祝日・年末年始を除く平日)

別　表

【新旧対照表】

改正前	改正後
（定義） 第2条　本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。 一号～十八号　省略	（定義） 第2条　本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。 一号～十八号　省略 十九　車両制限令　道路法第47条第1項に基づき定められた車両制限令（昭和36年政令第265号）をいいます。また、本約款でいう「車両制限令に違反」とは、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社（以下「六会社」といいます。）が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含みます。
（カードの利用申込み） 第3条　1項、2項　省略 3　次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一号～三号　省略 四　申込者が、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反したことがある場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。 五号～十二号　省略 十三　その他窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき	（カードの利用申込み） 第3条　1項、2項　省略 3　次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一号～三号　省略 四　申込者が、過去1年以内に、六会社の管理するいずれかの道路において車両制限令に違反したことがある場合で、その違反の程度が第23条第1項第四号又は第五号に相当するとき。 五号～十二号　省略 十三　申込者が、暴力団、暴力団関係企業・団体、社会運動等標榜ゴロ等若しくはこれらの構成員・関係者、又はその他反社会的勢力であることが判明したとき。 十四　その他窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき
	（利用申込みの取消し） 第4条の2　窓口会社が前条第1項に基づき当該利用申込みの受付結果を申込者宛て通知してから、第5条に基づきカードの利用を承認するまでの間に、新たに申込者が第3条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったときには、窓口会社は既に通知した受付結果を取消すとともに、その旨を申込者宛て通知します。このとき、既に申込者が第4条に基づき保証金又は保証書を窓口会社へ預託している場合には、窓口会社はこれを返還します。
（カードの利用の承認） 第5条　窓口会社は、前条第2項の定めにより申込者が届け出た車載器管理番号及び支払いの保証について適当であると認める場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者（以下「契約者」といいます。）は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。	（カードの利用の承認） 第5条　窓口会社は、第4条第2項の定めにより申込者が届け出た車載器管理番号及び支払いの保証について適当であると認める場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者（以下「契約者」といいます。）は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。

（契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止） 第23条　窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号　省略 四　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して六会社のいずれかから警告を受け、警告を受けた日から3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。	（契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止） 第23条　窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号　省略 **四　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表3に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表4に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からとする。ただし、平成29年度の起算日は平成29年4月1日とする。**

改正前	改正後
五　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。 六～七号　省略 2　窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の利用の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一号～三号　省略 四　本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。 五　カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき。	五　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき、又は告発したとき。 六～七号　省略 2　窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の利用の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一号～三号　省略 **四　六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表3に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表4に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からとする。ただし、平成29年度の起算日は平成29年4月1日とする。** 五　本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。 六　カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき。
附則 1　本約款は、平成28年10月1日から施行します。 2　平成26年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3　本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。	附則 1　本約款は、平成29年4月1日から施行します。 2　平成28年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3　本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。 **4　本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、旧約款に基づく措置を適用します。**
別表1　省略 別表2　省略	別表1　省略 別表2　省略 **別表3　（別紙のとおり）** **別表4　（別紙のとおり）**

別　紙

別表3
（点数基準表）
1．単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

（1）総重量（t）

諸元				点数			
道路	最遠軸距（m）	車長（m）	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・一般有料道路等（指定道路内）	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等（指定道路外）	－	－	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	－	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

（2）軸重（t）

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	－	15超～	－

（3）高さ（m）

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	－
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	－

（4）幅（m）

諸元	点数			
道路	3 点	5 点	15 点	30 点
全て	2.5 超～2.6	2.6 超～3.25	3.25 超～	－

(5)長さ(m)

諸元			点数			
道路	はみ出し	車種	3 点	5 点	15 点	30 点
－	－	単車	12 超～13	13 超～	－	－
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12 超～13	13 超～	－	－
		フルトレーラ	12 超～13	13 超～	－	－
	なし	セミトレーラ	16.5 超～17.5	17.5 超～	－	－
		フルトレーラ	18 超～19	19 超～	－	－
一般有料道路等	－	－	12 超～13	13 超～	－	－

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2. セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

※　特例車種とは、車両制限令第3条第2項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

(1)総重量(t)

諸元				点数			
道路	最遠軸距(m) 以上	最遠軸距(m) 未満	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	11	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
	11	12	2軸牽引車	29超～31.9	31.9超～37	37超～58未満	58～
			3軸牽引車	29超～31.9	31.9超～42	42超～58未満	58～
	12	13	2軸牽引車	30超～33	33超～37	37超～60未満	60～
			3軸牽引車	30超～33	33超～42	42超～60未満	60～
	13	14	2軸牽引車	32超～35.2	35.2超～37	37超～64未満	64～
			3軸牽引車	32超～35.2	35.2超～42	42超～64未満	64～
	14	15	2軸牽引車	33超～36.3	36.3超～37	37超～66未満	66～
			3軸牽引車	33超～36.3	36.3超～42	42超～66未満	66～
	15	15.5	2軸牽引車	35超～37	－	37超～70未満	70～
			3軸牽引車	35超～38.5	38.5超～42	42超～70未満	70～
	15.5	～	2軸牽引車	36超～37	－	37超～72未満	72～
			3軸牽引車	36超～39.6	39.6超～42	42超～72未満	72～
一般有料道路等(指定道路内)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
一般有料道路等(指定道路外)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	24超～26.4	26.4超～37	37超～48未満	48～
			3軸牽引車	24超～26.4	26.4超～42	42超～48未満	48～
	9	10	2軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～37	37超～51未満	51～
			3軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～42	42超～51未満	51～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	－	15超～	－

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	－
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	－

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	－

(5)長さ(m)

諸元			点数			
道路	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	－	－
		フルトレーラ	12超～13	13超～	－	－
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	－	－
		フルトレーラ	18超～19	19超～	－	－
一般有料道路等	－	－	12超～13	13超～	－	－

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

別表4
(累積点数)

累積点数	累積点数に伴う割引停止措置等
60点	カードの一部に対する割引停止(1箇月)
90点	カードの一部に対する割引停止(2箇月)
120点	カードの一部に対する利用停止(1箇月)
150点	カードの一部に対する利用停止(2箇月)

※ 「累積点数」が150点を超える場合は、30点ごとにカードの一部に対する利用停止期間を1箇月ずつ延長します。

※ 「累積点数に伴う割引停止措置等」の適用は、起算日(第23条第1項第四号及び第23条第2項第四号に規定する起算日をいう。)から24箇月以内の「累積点数」に応じたカードの一部に対する割引停止及び利用停止を全て適用します。

※ 第24条第1項第三号、第24条第2項第八号及び第25条第1項第十四号を適用する場合は、カードの割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1箇月間に10点」以上になる場合を対象とします。